

姫路市条例第 30 号

令和 8 年 6 月 29 日

姫路市長 清 元 秀 泰

(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例を公布する。

(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例を次のように制定する。

(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 自治会の維持及び活動の活性化に係る基本理念に関する事項
- (2) (仮称) 姫路市自治会加入促進条例に規定すべき事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 姫路市連合自治会から推薦された者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。